

体系区分	規 範
制定年月日	2024 年 4 月 1 日

役員行動規範

一般社団法人電力需給調整力取引所

目 次

第1条	目的	1
第2条	役員の定義	1
第3条	基本的義務	1
第4条	守秘義務	1
第5条	知的財産権の保護	1
第6条	中立性, 公平性確保義務	1
第7条	利害関係者との接触に際しての禁止事項	1
第8条	有価証券等の売買に関する事項	2
第9条	違反に対する処分	2
付則		3

(目的)

第1条 本法人の役員（以下、「役員」という）は、本規範の定めを遵守し、良識を持って行動するものとする。

(役員 の定義)

第2条 本規範における役員は、本法人の理事および監事をいう。

(基本的義務)

第3条 役員は、社会的な良識ならびに倫理観に従うとともに、関係法令および本法人の定める規程類を遵守しなければならない。

2 役員は、本法人の業務遂行にあたり、中立性、公平性に常に留意し、社会的信頼の確保、維持に努めなければならない。

(守秘義務)

第4条 役員は、在任中はもとより退任後においても、本法人の業務執行にあたり知り得た、本法人に関する情報、取引会員に関する情報その他の本法人の業務運営に関する機密情報・個人情報を、第三者に開示もしくは漏えいし、または本法人の業務執行以外の目的に使用してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、機密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知であったもの、または既に保有していた情報
- (2) 開示を受けた後、その責めによらず公知となった情報
- (3) 機密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 開示された情報によらずして独自に開発した情報
- (5) 開示者が機密保持義務を課することなく第三者に開示した情報

(知的財産権の保護)

第5条 役員は、特許権や著作権等の知的財産権を尊重し、外部情報の入手、利用に際しては適切な手段でこれを行う。

2 役員は、本法人の業務上創造された知的財産権に関しては、その権利を的確に保護しなければならない。

(中立性、公平性確保義務)

第6条 役員は、本法人の社員および本法人の運営する電力需給調整力取引所の取引会員を含め、特定の利害関係者に対して、利益または不利益となる行動その他の差別的取扱いをしてはならない。

(利害関係者との接触に際しての禁止事項)

第7条 役員は、利害関係者との間で、社会通念上の限度を超える利益や便宜の供与を受けてはならない。

(有価証券等の売買に関する事項)

第8条 役員は、有価証券等への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務または財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合に、当該有価証券等の新規取得あるいは処分を行ってはならない。ただし、相続により取得する場合および当該役員が所属する事業者の持ち株会等を通じて継続的に当該事業者の株式を取得する場合はこの限りでない。

(違反に対する処分)

第9条 役員に本規範に違反する行為があったと認められる場合には、代表理事・理事については監事が、監事については代表理事の指名する理事が、本人からの事情聴取を行う等の実情調査を行い、理事・監事に関する実情調査については代表理事に、代表理事に関する実情調査については理事会に、その結果を報告する。

2 前項の調査の結果、違反の事実が明らかになった場合は、当該役員に対して必要な措置を講じるものとする。

付 則

本規範は、2024年4月1日から施行する。

以 上